

議第26号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動運 行補 助施 設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下 に設 ける もの	長さ1メ ートルにつ き 1年	4	3	2	2
			その 他の もの		13	9	8	7
		道路の構造ま たは交通の状 況を表示する 標示柱 その他の柱類		1本につ き 1年	1,000	730	610	540
		その他の もの	上空 に設 ける もの	占有面積1 平方メー トルにつ き 1年	650	460	380	340
	地下 に設 ける もの		390		270	230	200	
		その他のもの			1,300	910	760	680

別表法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号および第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

